

水道管の漏水事故について（第3報）

※第2報からの更新部分は（アンダーライン）で示しています。

本日、西谷浄水場敷地内（保土ヶ谷区川島町 522 番地）に埋設されている水道管（口径 80 センチメートル、昭和 50 年布設）から漏水する事故が発生しました。

現在、早期復旧できるよう対応しております。ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。

1 事故概要

- 事故発生日時 令和4年9月30日（金）午前10時00分ごろ
- 事故発生場所 保土ヶ谷区川島町 522 番地（別紙参照）
- 市民からの問い合わせ件数 6 件（9月30日 19 時 時点）

2 事故原因

西谷浄水場内の工事で、防音壁を設置する作業をしていたところ、西谷浄水場から配水している口径 80 センチメートルの水道管をき損したため

3 現地の状況（9月30日 19 時時点）

西谷浄水場の北側の^{のりめん}法面から、現在も道路に水道水が流出している状況ですが、バルブ操作により事故発生時より流出量は減少しています。現地では、二次災害を防止するため、流出している水道水が、宅地に入らないよう土のうを設置しています。また、一部歩道の通行止めを行い、交通誘導員を配置し対応しています。

なお、漏水を止める作業は、水の使用の多い時間帯を避けて9月30日23時より実施していきます。

4 市民給水への影響

漏水を止めるため、当該管路を使って給水していた地域については、別ルートから水を送ります。このため、明け方にかけて、神奈川区、保土ヶ谷区の一部（最大約 14,000 戸※詳細は別紙参照 西区、港北区の濁水の可能性はなくなりました。）で濁水が生じる可能性があります。濁水の影響が最小限となるよう作業を行っていますが、万が一の場合に備え、給水車の準備をしています。状況については、ホームページ等を活用しお知らせしてまいります。

5 お客さまへのお願い

お客さまの家庭に引き込まれている給水管内に濁り水が残っている場合がありますので、その際はしばらく水を出してからお使いください。また、一定時間水を出しても解消されない場合は、水道局お客さまサービスセンター（電話：045-847-6262）までご連絡をお願いします。

お問合せ先			
（漏水事故に関すること）	水道局再整備推進課長	古川 明彦	Tel 045-671-3329
（濁水の発生に関すること）	水道局配水課長	足利 洋明	Tel 045-671-3063

町名一覽

行政区	町名
神奈川区	菅田町
	羽沢町
	羽沢南一丁目
	羽沢南三丁目
	羽沢南二丁目
保土ヶ谷区	峰沢町
	常磐台
	峰岡町3丁目
	和田二丁目
	釜台町
	上星川一丁目
	上星川二丁目
	西谷二丁目
	東川島町